

第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策

【現状と課題】

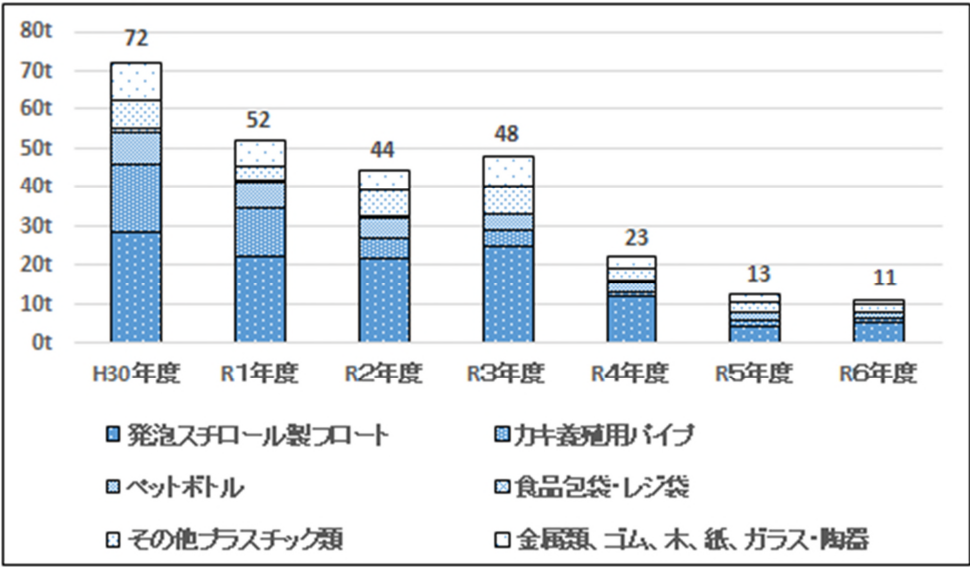
(1) 海洋プラスチックごみの現状

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしており、近年、マイクロプラスチック²³による海洋生態系への影響が懸念されています。

令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、2050（令和32）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染への関心が高まっています。

本県では、平成28（2016）年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を改定し、回収・清掃等を中心に取り組んできましたが、令和6（2024）年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸には約11tのごみが漂着し、そのうち約90%をプラスチックごみが占めています。品目別では、かき養殖に由来するごみやペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋等の生活由来プラスチックごみが多く漂着しています。

図表 3-4-1 県内海岸漂着物の経年変化



資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R6）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
環境保全課	3品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の海岸漂着物量	t	8.4	1.5	7.9（R7）	8.0	181.3%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

23 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいいます。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることにより、あるいは洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生します。

【取組状況】**(1) 海洋プラスチック対策 [環境保全課]**

本県では、令和3（2021）年6月、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにすることを目指し、「～みんなで守ろう、ミライへ、美しく恵み豊かな瀬戸内海を～2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を行うとともに、宣言の実現に向けて、県民及び事業者の皆様と一緒に取組を進められるよう、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称「GSHIP(ジーシップ)」）」を設立しました。

プラットフォーム内に使用量削減、流出防止、清掃回収及び情報発信の4つの課題に応じたワーキンググループを立ち上げ、プラスチック代替素材の開発支援やリサイクルなど3Rの拡大、回収率の向上など、実効性のある具体策を検討・実施しています。

【令和6年度実績】令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、生活由来の海洋プラスチックごみ対策に資する先進的な取組を行う企業等への支援（リーディングプロジェクト支援補助金）や、人が多く集まる観光地等において、IoT スマートごみ箱の設置及び分別方法のデジタルサイネージ等による発信等を行い、ポイ捨て防止の促進効果等の分析・検証を実施。

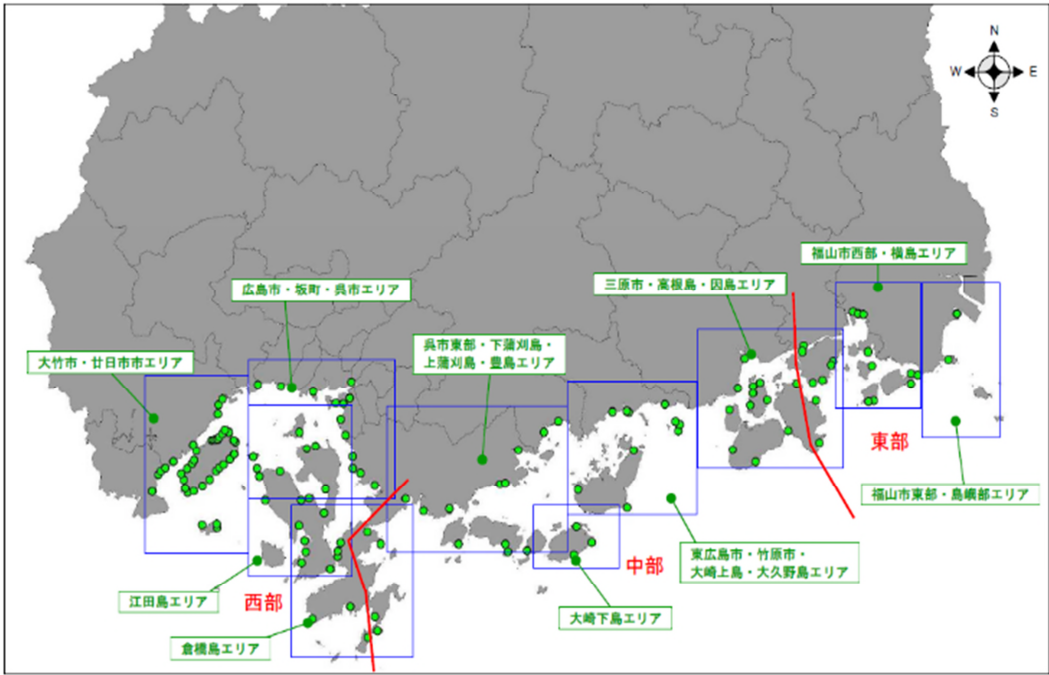
【令和7年度内容】「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」の運営（ワンウェイプラスチックの削減やプラスチックの資源循環の拡大・高度化に向けたモデル事業を継続実施。更なる取組の拡大に向けて、モデル地区における社会実装化事業を新たに展開。流出防止に係るモデル事業で効果の見た取組の広域展開を推進。活動団体と GSHIP 参画会員とのマッチングによる清掃回収の拡大。メディア等と連携した情報発信の実施。）

(2) 海ごみ回収処理等**ア 海岸漂着ごみの実態把握調査 [環境保全課]**

海ごみ発生源対策の基礎資料とするため、平成30年度から県内全域の海岸について漂着物の量とその種類を把握する調査を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の海岸135地点を対象に目視による海岸漂着物量の把握、代表10地点での海岸漂着物組成調査を実施。

図表 3-4-2 海岸漂着物実態調査地点



資料：県環境保全課

図表 3-4-3 漂着物量の結果（令和6年度）（単位：t）

区分	県内海全体の漂着物量	海域		
		西部 ＜広島湾＞	中部 ＜安芸灘・燧灘＞	東部 ＜備後灘・備讃瀬戸＞
年平均	11（13）	7（7）	4（4）	1（1）
春季	12（16）	7（9）	4（6）	1（2）
夏季	12（12）	7（7）	4（3）	1（2）
秋季	10（11）	7（6）	3（4）	1（1）
冬季	11（12）	6（7）	4（4）	1（1）

注1：（ ）内は令和5年度 注2：小数点以下の端数処理の計算上、合計が一部一致しない。

資料：県環境保全課

図表 3-4-4 海岸漂着ごみの構成割合（令和6年度）

種類		重量（割合）	
発泡スチロール製フロート	漁業関連のごみ	5.2t（45%）	6.6t（57%）
カキ養殖パイプ		1.4t（12%）	
生活由来のプラスチックごみ		3.5t（33%）	
その他のごみ（金属類、木、ガラス、陶磁器等）		1.1t（9%）	
合計		11.2t（100%）	

資料：県環境保全課

イ 市町が実施する海ごみ対策への補助〔環境保全課〕

国庫補助金を活用し、市町が実施する海ごみ対策への支援を行っています。

(ア) 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	① 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理及びそれに係る調査研究の事業 ② 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業 ③ 漁業者等が行う無償で回収された海底・漂流ごみの処理
補 助 率	①・② 7/10～9/10 ③10 百万円を上限とし、定額

【令和6年度実績】 9市町 交付額 19,673 千円

【令和7年度内容】 9市町へ交付予定。

GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォームについて

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化など、世界的な問題となっています。本県では、令和3年6月に「海洋プラスチックごみゼロ宣言」を行い、官民連携の推進組織として、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」（略称^{ジーシップ}GSHIP）を設立し、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみをゼロにする取組を進めています。

□ GSHIP の参画団体と取組の方向性

当初20団体で設立したGSHIPの活動の輪は、令和7年3月末現在、130を超える会員数にまで拡大し、製造、流通、消費、リサイクル、行政など、活動の趣旨に賛同する幅広い業種の企業・団体が参画しています。

GSHIPでは、①プラスチックの使用量削減 ②プラスチックごみの流出防止 ③清掃・回収 ④情報発信 の4つを対策の柱として、ワーキング会議を設置し、プラスチックの削減等につながる具体的な取組を推進しています。

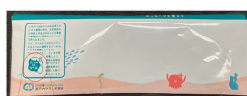
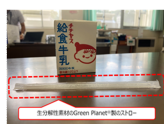


□ GSHIP での具体的な取組内容

令和6年度の主な取組は、生活由来の海洋プラスチックごみ対策につながる先進的な取組を行う企業等への支援や、ナッジを活用したメッセージや親しみやすいキャラクターを掲載した啓発資材を設置し、周辺の散乱ごみの状況変化等の検証などを行いました。

今後もGSHIPの参画会員等と連携したプラスチックの使用量削減や流出防止対策などに取り組むとともに、国や関係府県とも連携・協働しながら、瀬戸内海全域での海洋プラスチック対策を進めていきます。

①プラスチック使用量削減 及び ②流出防止の取組



<使用量削減に係る先進的モデル事業の実施>

<ナッジを活用したメッセージなどを掲載した啓発資材による周辺の散乱状況変化等に係る実証>

③清掃・回収 及び ④情報発信の取組



<GSHIP 会員等との連携による海岸清掃活動>

<海ごみ関連情報サイトでの発信>

<小売店等と連携した工作などの体験コーナー、ステージイベントを通じた啓発活動>

第5節 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定し、公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を実施してきましたが、令和2年度末をもって計画に基づく対策を終了しています。

図表 3-5-1 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間（年度）
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24.3.16	H23～R2
広島地域	広島市の区域	H24.3.16	H23～R2

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-5-2 公害苦情事案の取扱件数

区分 年度	取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発生当 年度 件数 (A)	繰越前 年度 件数 (B)	対前年 増加 件数	対前年 度比
		大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他				
H27	1,403	356	290	316	151	290	1,360	43	△22	0.98
H28	1,249	346	232	253	134	284	1,209	40	△154	0.89
H29	1,349	371	239	287	148	304	1,205	144	100	1.08
H30	1,111	277	262	246	137	189	1,065	46	△238	0.82
R1	1,158	300	227	313	141	177	1,100	58	47	1.04
R2	1,332	302	211	391	170	258	1,265	67	174	1.15
R3	1,284	302	225	344	166	247	1,191	93	△48	0.96
R4	1,233	283	204	313	159	274	1,144	89	△51	0.96
R5	1,316	315	212	351	153	285	1,216	100	83	1.07
R6	1,209	294	174	339	164	238	1,149	60	△107	0.92
R6年度構成比(%)	100.0	24.3	14.4	28.0	13.6	19.7	-	-	-	-

(注)取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

(4) 環境汚染事案への対応

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	147	96	現状より 減少させる (R7)	147	134.7%	目標以上 達成

【取組状況】**(1) 公害防止計画の推進**

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、広島地域及び備後地域の公害防止計画に基づく公害防止対策を推進してきましたが、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから、令和2年度末で計画に基づく対策を終了しました。

(2) 環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【令和6年度実績】新規事件受付件数4件、終結事件件数2件

【令和7年度内容】継続事件件数7件（調停）

(4) 市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】新任及び分野別研修を4回実施。

(5) 環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。令和6年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて96件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、71件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 [環境保全課]

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページから環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

(6) 生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 [環境保全課]

原子力災害等の発生時における影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造

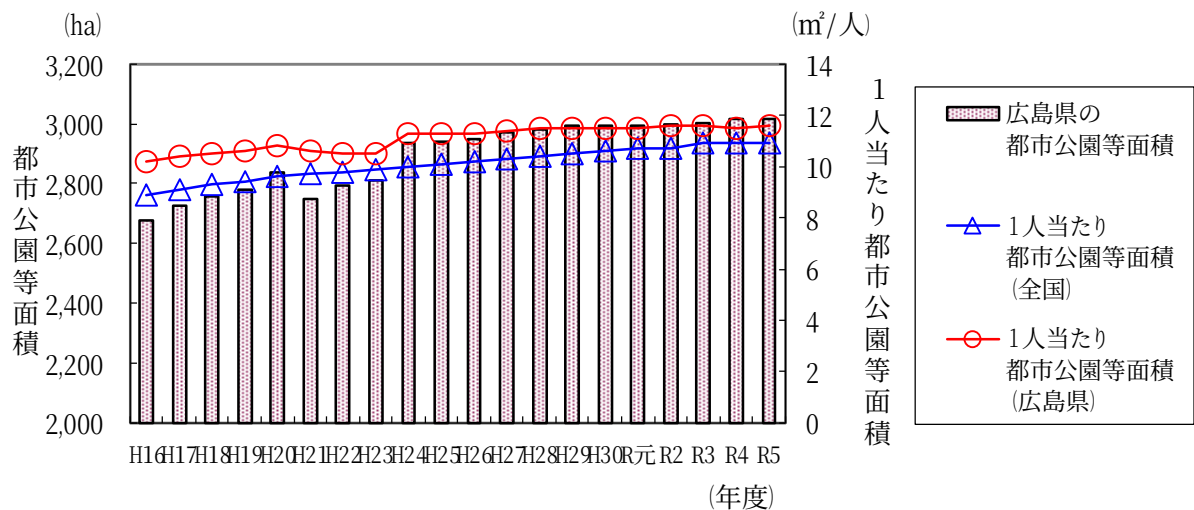
【現状と課題】

(1) 緑地環境等の保全

農山村地域等は、里山²⁴、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-5-3 都市公園²⁵等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県都市環境整備課

図表 3-5-4 緑地環境保全地域数及び面積（令和7年4月1日現在）

区 分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

(2) 優れた景観の保全と創造

本県は中国山地の自然美、瀬戸内海の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

²⁴ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

²⁵ 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,300件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-5-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名 称	区 域	種 類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4. 4. 1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については、H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町の区域を除く） ※H22.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 4. 1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H6. 4. 1

資料：県環境保全課

図表 3-5-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

三原市（旧本郷町、旧大和町の区域を除く）、府中市（旧上下町の区域を除く）、庄原市（旧口和町、旧比和町、旧総領町の区域を除く）、大竹市、東広島市（旧福富町、旧河内町の区域を除く）、安芸高田市（旧八千代町の区域）、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村、旧三和町の区域） ※次の3市はそれぞれ、市景観計画区域となったことから、県景観条例の届出事務を適用除外とした。 三次市（H19.10.1）、呉市（H20.3.1）、竹原市（R4.8.1） （ ）内は適用除外とした日

資料：県環境保全課

図表 3-5-7 「景観法」に基づく景観行政団体 （ ）は、景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17）、広島市（H16.12.17）、福山市（H16.12.17）、三次市（H17.4.1）、尾道市（H17.8.1）、呉市（H17.10.1）、廿日市市（H21.7.15）、竹原市（R2.10.15）
--

資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度） （R7）	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持 （R7）	818	100%	目標どおり 達成

【取組状況】

（１）身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

（２）身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課、道路整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [都市環境整備課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は上野総合公園（庄原市）等、6箇所で開催を実施。

ウ 街路事業 [都市環境整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

（３）身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養^{かん}などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和7年度から5年間の第6期対策を実施しており、持続的な農業生産活動を推進。令和6年度は協定面積20,484haに対し、2,747,183千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【令和6年度実績】農地維持714組織(18,531ha)、546,138千円、資源向上(共同活動)494組織(15,492ha)、274,905千円及び資源向上(長寿命化)56組織(5,479ha)、226,610千円を交付。

【令和7年度内容】協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、講習会を県内5会場（参加者数407名）で開催するとともに、立入検査を93件（うち指導件数25）実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。令和7年度については、県内3会場およびアーカイブ配信による講習会の開催と120件の立入検査を実施予定。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料生産・販売の届出等の事務処理を行うとともに、立入検査により、品質の確保や表示が適正に行われているかを確認しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、肥料登録申請・届出（299件）を受付するとともに、2件の立入検査を実施。（注）件数は、令和6年1月から令和6年12月までの実績で、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。令和7年度については3件程度の立入検査を実施予定。

（4）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策を促進。

（5）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、市町が大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。令和6年度の市町への大規模行為等の届出実績は136件。

イ 道路環境整備事業 [都市環境整備課]

良好な街並み景観の創造を図るため、市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行うことにより、優れた景観の形成を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は街路事業12路線の整備を推進。令和7年度は街路事業10路線の整備を推進。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

（6）文化的景観の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

（ア）国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は重要文化財常称寺（尾道市）など13件の保存修理事業に対し助成。令和7年度は9件の助成を予定。

（イ）県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は史跡石泉文庫及塾・僧叡之墓（呉市）など5件の保存修理事業に助成。令和7年度は5件の助成を予定。

（ウ）指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。令和7年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

（ア）文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

（イ）縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。令和6年度の見学者数は、縮景園が約37万9千人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約8万人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する現地踏査、試掘・確認調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【令和6年度実績】都市計画道路吉行飯田線街路事業など2事業計画地の試掘・確認調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施。

【令和7年度内容】都市計画道路吉行飯田線街路事業など3事業計画地の試掘・確認調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図っています。